で適正」と判定された浄化槽の改善に向けた取り組み

一般財団法人福岡県浄化槽協会栗田 光成

「効率化検査」の成り立ち

昭和47年3月施行 「福岡県廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行細則」

「検査依頼事務代行制度」 「採水員制度」

定着



昭和60年10月施行 「浄化槽法」

11条検査 受検率 低迷

新11条検査「福岡方式」の構築

平成9年10月 厚生省による承認 平成10年4月 運用開始

「福岡方式」の特別のいた浄化槽を

*50人槽以下の浄化槽

全項目検査(外観・水質・書類検査)

外観検査年 (1回/5年) 効率的に検査

(全項目検査)

フォロー検査 スクリーニング検査

前年度「<mark>不適正基準値超過、残留塩素未検出</mark>」 改善状況の確認質スクリーニング方式

水質検査年(4回/5年)

採水員による採水・運搬、残留塩素測定

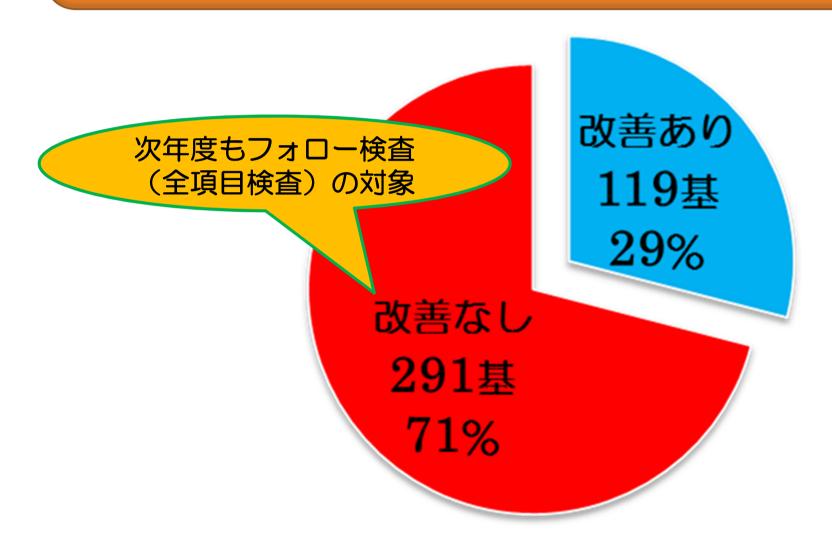
県内の浄化槽

(北九州市、大牟田市を除く)

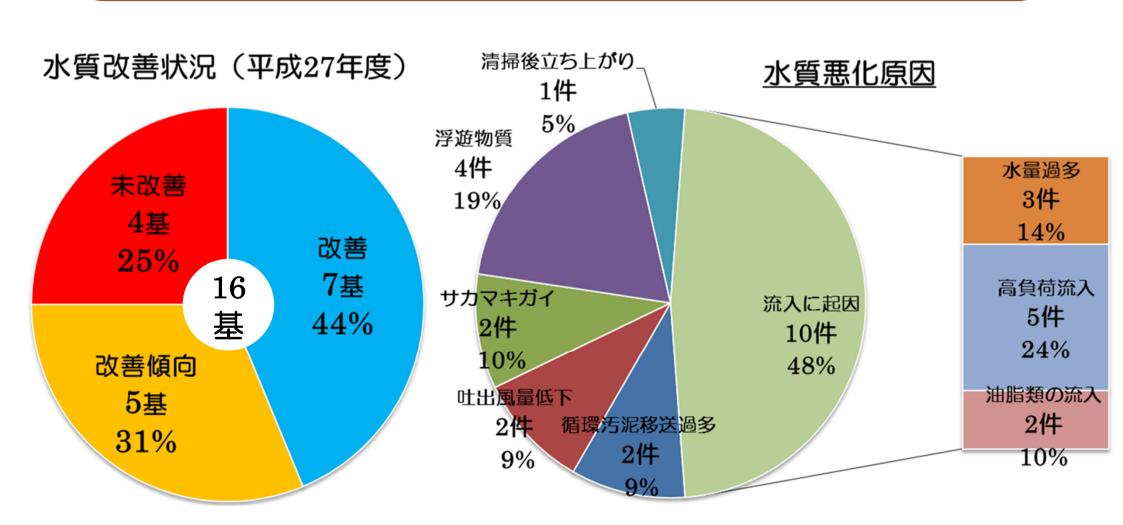
問題のある浄化槽を速やかに 改善するための取り組み

- ①フォロー検査による改善の確認
- ②水質悪化原因調査制度の導入
- ③維持管理事業者への技術的な情報提供
- ④行政への報告及び情報提供
- ⑤適正管理の推進及び法定検査の受検啓発活動

①フォロー検査による改善の確認(平成27年度 410基)



②水質悪化原因調査制度の導入



③維持管理事業者への技術的な情報提供

指定採水員指定講習会

- ・ 行政情報の提供(県浄化槽担当者)
- 動画を活用した講習(採水方法や残留塩素の測定方法)
- ・ 指摘事例の解説
- 水質改善事例報告

浄化槽技術研修会

・各メーカーによる浄化槽、ブロワ、ポンプ等の維持管理研修

③維持管理事業者への技術的な情報提供



コンビニエンスストアに設置された浄化

当協会では、処理機能が低下した浄化槽について、その原因を追究し 調査を実施しています。

今回は、調査の結果、水質が改善した事例として「コンビニエンスフ 改善事例」をご紹介します。

《 調査の概要 》

調査の概要は以下のとおりです。

(1)調査対象浄化槽

コンピニエンスストアに設置された小型合併処理浄化槽「嫌気ろ方式」の30人槽です。

(2) 流入状況の把握

対象浄化槽の流入状況について聞き取りを実施したところ、計画 く、流入水量が著しく少ないことが把握できました。

(3)調査

調査の概要は以下のとおりです。

meo/mg/controlCoop c 9 a							
		施した措置等	放流水				
		各単位装置での滞留時間が短い	BOD (mg/L)				
	1	→ 循環水量を流入水量の	透視度				
		9.8 倍から 3.5 倍に変更	全窒素(mg/L)				
		処理水槽の溶存酸素量が低下	BOD (mg/L)				
	2	→ 好気性処理機能の向上を	透視度				
		目的に、常時逆洗運転を実施	全容表(ma/L)				

指定採水員のための事例集

法定検査の指摘事例

浄化槽 Q&A

水管改善事例



麗しい水環境の創造へ

一般財団法人 福岡県浄化槽協会

http://www.fikvo.or.jp

〒811-2412 **諸屋郎経票可大学**乙大 966-2 TEL 1092/947-1800 FAX 109 2/947-3636

01. 水平の状況

いにより、処理機能に影響を与えることが明らかであるため。

いが原因で、不均等な攪拌や短絡水流の形成、沈殿分離槽の汚泥堆積の分等な越流等が認められるなど、各単位装置の処理機能の低下が明らかで、 清掃では対応できない状況です。このような場合、施工のやり直しが必要



04. 漏水の状況

の水位が低下し、漏水を生じていることが明らかであるため。

気槽及び沈殿槽の水位が低下し、漏水している状況です。漏水している場 水の汚染等外部への影響が過大であり、処理機能への影響如何にかかわら と判断されます、早急な改善が必要です。



(4)調査結果

塩土の左側の汁点や木の心底や木住用(取りを8まれの加開心底(ログロ、取りを采り座)の掛砂を分

④行政への報告及び情報提供



④行政への報告及び情報提供

	判断に当たっての考え方			
行政報告レベルⅢ	生活環境・公衆衛生に著しい支障を及ぼす恐れがあり、問題(異常な状態)が認められ早期改善が必要な場合。			
行政報告レベルⅡ	明らかな法令違反であり、問題(異常な状態)が認められた場合。			
行政報告レベルⅠ	緊急度・重要度は高くないが、問題(異常な状況)が認められた場合。			

⑤適正管理の推進及び法定検査の受検啓発活動

早期の維持管理を推進するために

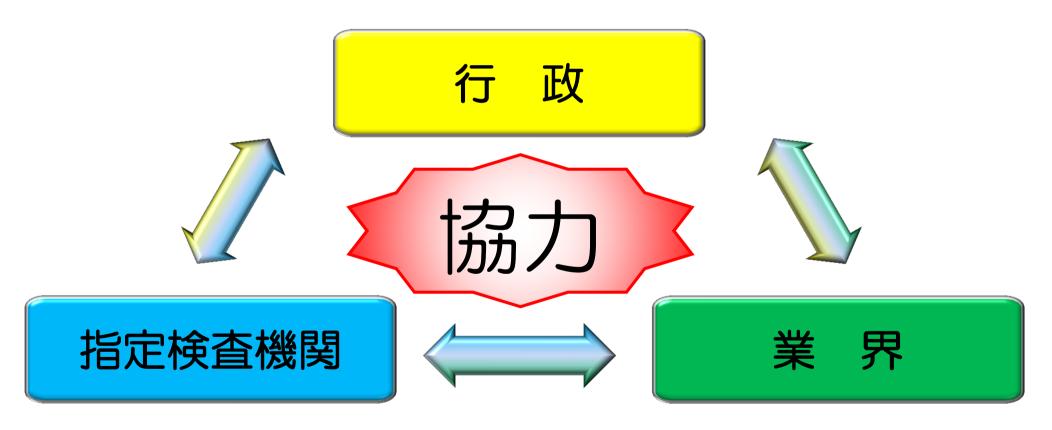
保守点検予定の浄化槽情報

提供

浄化槽保守点検事業者

⑤適正管理の推進及び法定検査の受検啓発活動

「受検勧奨」 維持管理と法定検査のさらなる徹底



今後の課題

「基本検査(案)」の対応レベル0への対応

・モデル地区における維持管理事業者からの改善報告 (ばっ気停止・汚泥流出・消毒剤なし)

検査実施前における維持管理状況の把握

- 維持管理情報の収集:FAXから電子データへ
- ・ 将来的には浄化槽台帳ネットワークを活用

今後の課題

改善されにくい浄化槽への対応

- ・改善されない根本的な原因を整理
- ・行政、業界と協力して改善方法等を提案

放流水質が恒常的に悪化している浄化槽への対応

- ・水質改善事例の提供 ⇒ 適正な浄化槽の増加
- ・他の指定検査機関と共同で事例を収集、公表

さいごに

BODの範囲 (mg/L)	基数	割合	
x≦5	25,967	29.9%	
5 <x≦10< td=""><td>25,931</td><td>29.9%</td><td></td></x≦10<>	25,931	29.9%	
10 <x≦15< td=""><td>13,001</td><td>15.0%</td><td>92.5%</td></x≦15<>	13,001	15.0%	92.5%
15 <x≦20< td=""><td>7,766</td><td>8.9%</td><td></td></x≦20<>	7,766	8.9%	
20 <x≤30< td=""><td>7,652</td><td>8.8%</td><td></td></x≤30<>	7,652	8.8%	
30 <x≤40< td=""><td>3,084</td><td>3.6%</td><td></td></x≤40<>	3,084	3.6%	
40 <x≤50< td=""><td>1,605</td><td>1.8%</td><td></td></x≤50<>	1,605	1.8%	
50 <x≤60< td=""><td>718</td><td>0.8%</td><td></td></x≤60<>	718	0.8%	
60 <x≤90< td=""><td>724</td><td>0.8%</td><td>7.5%</td></x≤90<>	724	0.8%	7.5%
90 <x≦120< td=""><td>209</td><td>0.2%</td><td></td></x≦120<>	209	0.2%	
120 <x≤160< td=""><td>70</td><td>0.1%</td><td></td></x≤160<>	70	0.1%	
160 <x< td=""><td>64</td><td>0.1%</td><td></td></x<>	64	0.1%	
合計	86,791	100.0%	
平均值	12.5		

処理性能がBOD20mg/L以下のもの(第11条検査) $5\sim50$ 人槽